

問Ⅴ - 6 - ⑦（役員等に対する報酬等）

公益法人会計基準の運用指針では事業費の中に役員報酬の科目の記載がないのですが、事業費に含むことができる役員報酬等について、どのような勘定科目で計上すればよろしいでしょうか。

答

- 1 公益法人会計基準の運用指針における財務諸表の科目は、一般的、標準的なものを記載しています。したがって必要であれば勘定科目を追加することも可能です。
- 2 役員は、通常、特定の事業に対してというよりも法人全体に係るものであると考えられることから、運用指針では管理費の小科目に役員報酬を記載しております。
- 3 しかしながら、公益認定等ガイドラインⅠ 7. (1)において、事業費に含むことができる例示として、専務理事等の理事報酬であっても公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができるとされており、役員報酬であっても事業費に計上することは可能です。
- 4 この場合には、公益法人における役員報酬の重要性に鑑み、正味財産増減計算書の事業費の内訳として役員報酬の科目を設定して、当該役員報酬等を区分掲記する必要があります。